

○うきは市小規模修繕契約希望者登録制度実施要綱

(平成21年9月24日告示第40号)

改正 平成23年9月26日告示第51号 平成24年1月27日告示第1号
平成27年5月15日告示第21号 令和元年12月12日告示第55号
令和5年9月29日告示第56号 令和7年3月31日告示第21号

(目的)

第1条 この告示は、本市が発注する小規模修繕の請負の契約締結を希望する者（以下「契約希望者」という。）を登録し、当該登録を受けた者を積極的に活用することにより、市内事業者の受注機会の拡大を図り、もって本市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(対象となる修繕)

第2条 この告示において小規模修繕とは、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる市の施設の修繕であって、1件の予定価格が50万円を超えないものとし、その種類は別表に定めるものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録できる者は、市内に主たる事業所を有する者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) うきは市建設工事等指名競争入札資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 希望する業種の実績を有しない者
- (5) うきは市税を滞納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者
- (7) 前各号のほか、公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがある等の理由により、本市の契約の相手方として不相当と認められる者

(登録申請)

第4条 契約希望者として登録を希望する者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) うきは市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）
- (2) うきは市税の滞納がないことを証する書類
- (3) 登録を希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有することを証明する書類の写し
- (4) 登録をしようとする者が法人の場合は、登記事項証明書

- (5) 登録をしようとする者が個人の場合は、身分証明書
 - (6) 誓約書（様式第3号）
 - (7) 役員等調書及び照会承諾書（様式第4号）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 登録申請の受付窓口は、財政課とする。
- 3 登録申請の受付は、定期受付と随時受付の2種とし、その定義、受付期間及び登録の有効期限は、次表のとおりとする。

| | 定期受付 | 随時受付 |
|---------|-------------------------|-------------------------------|
| 定義 | 平成21年を初年とし、1年に1回定期に行う受付 | 定期受付を終了後に行う受付 |
| 受付期間 | 10月1日から10月20日まで | 随時 |
| 登録の有効期限 | 申請した年の11月1日から1年間 | 登録を行った日からその日以後最初に到来する10月30日まで |

（登録名簿の登載等）

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、適格と認めた場合のみ登録名簿に登載し、審査結果の可否について申請者に通知するものとする。

- 2 登録名簿は、財政課において一般の閲覧に供するものとする。
- 3 市長は、小規模修繕を行おうとするときは、登録名簿に登載された者（以下「登録者」という。）に、積極的に発注するよう努めるものとする。ただし、緊急対応や技術力等の合理的理由がある場合は、登録者以外の者の選定をすることができる。

（登録事項の変更等）

第6条 登録者は、登録事項に変更があったとき、事業を廃止したとき、又は登録を削除しようとするときは、遅滞なくうきは市小規模修繕契約希望者登録（変更・廃止・削除）届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消）

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 倒産し、又は破産したとき。
- (3) 受注に関し不正な行為又は不誠実な行為があったとき。

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成23年9月26日告示第51号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年1月27日告示第1号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月15日告示第21号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後のうきは市小規模修繕契約希望者登録制度実施要綱の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月12日告示第55号)

この告示は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和5年9月29日告示第56号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月31日告示第21号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

小規模修繕の種類及び具体例

| N o. | 業種 | 修繕の例示 |
|---------|-----|--|
| 1 | 大工 | 大工修繕・型枠修繕・造作修繕等 |
| 2 | 左官 | 左官修繕・モルタル修繕・吹付け修繕・とぎ出し修繕・洗い出し修繕・ブロック、レンガ積み・タイル張り等 |
| 3 | 電気 | 構内電気設備・照明設備修繕・照明器具修繕・送配電設備修繕・受電盤・配電盤修繕等 |
| 4 | 管 | 冷暖房設備修繕・空調設備修繕・給排水、給湯設備修繕・厨房設備修繕・水洗便所設備修繕・ガス管配管修繕・ダクト修繕等 |
| 5 | ガラス | ガラス取付け等 |
| 6 | 板金 | 板金加工取付修繕・建築板金修繕等 |

| | | |
|----|----|---------------------------------------|
| 7 | 建具 | サッシ取付け・シャッター取付け・金属製、木製建具取付け・ふすま取付け等 |
| 8 | 塗装 | 塗装・ライニング・布張り仕上・路面表示等 |
| 9 | 内装 | インテリア修繕・天井仕上修繕・内装間仕切り修繕・カーテン、ブラインド修繕等 |
| 10 | 畳 | 畳張り替え |

様式第1号(第4条関係)

うきは市小規模修繕契約希望者登録申請書
[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

うきは市小規模修繕契約希望者登録(変更・廃止・削除)届出書
[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

誓約書
[別紙参照]

様式第4号(第4条関係)

役員等調書及び照会承諾書
[別紙参照]